

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月11日

【中間会計期間】 第44期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社ゼンショーホールディングス

【英訳名】 ZENSHO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼C E O 小川 洋平

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03 - 6833 - 1600

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 執行役員 グループ財経本部長 丹羽 清彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03 - 6833 - 1600

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 執行役員 グループ財経本部長 丹羽 清彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 中間連結会計期間	第44期 中間連結会計期間	第43期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (百万円)	557,765	612,941	1,136,684
経常利益 (百万円)	39,103	39,277	71,890
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円)	24,871	23,255	39,290
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	9,663	24,517	37,281
純資産額 (百万円)	219,007	259,599	240,371
総資産額 (百万円)	761,197	857,006	813,109
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	153.57	143.25	240.45
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	28.7	30.2	29.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,977	49,896	78,953
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	30,318	47,244	66,497
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,628	231	16,225
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	74,340	82,396	79,695

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 3. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上、「株式給付信託( BBT )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」の「当中間連結会計期間 3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当中間連結会計期間より、従来の「グローバルファストフード」セグメントに含まれていた海外テイクアウト寿司事業を「グローバル中食」セグメントとして分離して開示することにしました。それにより報告セグメントは「グローバルすき家」「グローバルはま寿司」「グローバル中食」「グローバルファストフード」「レストラン」「小売」「本社・サポート」の7区分に変更しております。そのため、当中間連結会計期間の比較・分析は、変更後の報告セグメント区分に基づいております。

#### (1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日)の連結業績は、売上高6,129億41百万円(前年同期比9.9%増)、営業利益404億37百万円(同1.7%減)、経常利益392億77百万円(同0.4%増)、親会社株主に帰属する中間純利益232億55百万円(同6.5%減)となりました。

当社グループを取り巻く経営環境は、世界情勢の緊迫化や米国通商政策の先行き不透明感が続く中、国内ではコメの価格高騰・輸入牛肉をはじめとする食材価格上昇の影響を受けました。また、物価上昇の継続により消費マインドは依然として停滞した状況が続いております。

このような状況の中、各報告セグメントの既存店売上高前年比は、「グローバルすき家」で102.6%、「グローバルはま寿司」で116.9%、「グローバルファストフード」で110.9%、「レストラン」で110.3%、「小売」で103.5%となりました。

当中間連結会計期間末の店舗数につきましては、588店舗出店、1,090店舗退店した結果、14,917店舗(F C 8,139店舗含む)となりました。

報告セグメント別の概況につきましては、以下の通りであります。なお、文中に記載している売上高は、外部顧客への売上高としております。

#### (グローバルすき家)

「グローバルすき家」の当中間連結会計期間の売上高は、1,490億99百万円(前年同期比2.2%増)、営業利益は、37億71百万円(同71.9%減)となりました。

「すき家」は、日本国内と中国、東南アジア及び中南米に展開しており、ご家族やグループのお客様にもご利用いただけるよう、主力の牛丼を中心に安全で美味しい商品を手軽な価格で提供しております。

国内すき家の商品施策としては、原材料費やエネルギーコストなどの上昇により物価高が続いている経済環境の中、すき家の牛丼を多くのお客様により手頃な価格でお楽しみいただきたいという想いから牛丼の値下げを実施したほか、「ナポリタン牛丼」、「煮込みハンバーグカレー」、「めかぶオクラ牛丼」、「ニンニクの芽牛丼」、「バーチキンソースカレー」、「月見すきやき牛丼」、「エビ中華丼」などを販売しました。

また、前期末に国内すき家の一部店舗で発生した異物混入事業を受けた安全衛生対策については、清掃の強化や老朽化が進んでいる店舗の計画改装等に引き続き取り組んでいます。これらの対策にかかる費用及び前期末の3月31日から4月3日にかけ一部店舗を除く全店で営業を一時停止した際の諸費用を計上したことなどにより、当中間期は前年同期比で減益となりました。

なお、当報告セグメントの当中間連結会計期間末の店舗数につきましては、52店舗出店、43店舗退店した結果、2,630店舗(国内1,979店舗、海外651店舗)となりました。

(グローバルはま寿司)

「グローバルはま寿司」の当中間連結会計期間の売上高は、1,496億37百万円(前年同期比27.8%増)、営業利益は、119億17百万円(同22.6%増)となりました。

「はま寿司」は、日本と中国などに展開しており、新鮮な海産物を使用した寿司に加え、麺類やデザート、ドリンクなどのサイドメニューも充実させており、お子様から大人まで楽しんでいただいております。

なお、当報告セグメントの当中間連結会計期間末の店舗数につきましては、52店舗出店、2店舗退店した結果、785店舗(国内652店舗、海外133店舗)となりました。

(グローバル中食)

「グローバル中食」の当中間連結会計期間の売上高は、1,118億72百万円(前年同期比4.6%増)、営業利益は、153億84百万円(同18.3%増)となりました。

主要ブランドである「AFC (ZENSHI)」、「SNOWFOX」、「YO!」、「Bento」、「Sushi Circle」は、主として欧米で寿司等のテイクアウト商品を提供しております。

なお、当報告セグメントの当中間連結会計期間末の店舗数につきましては、469店舗出店、1,007店舗退店した結果、8,977店舗(F C 7,990店舗含む)となりました。

(グローバルファストフード)

「グローバルファストフード」の当中間連結会計期間の売上高は、562億37百万円(前年同期比9.8%増)、営業利益は、22億88百万円(同48.9%増)となりました。

「なか卯」は、和食ファストフードチェーンとして、親子丼・京風うどんを中心に、バラエティ豊かな商品をお手頃価格で提供しております。そのほかに、ハンバーガーチェーンの「ロッテリア」、とんかつ専門店の「かつ庵」、武蔵野うどんの「久兵衛屋」、ハラル認証を取得したチキンライス専門店の「The Chicken Rice Shop」などが当報告セグメントに含まれております。

なお、当報告セグメントの当中間連結会計期間末の店舗数につきましては、13店舗出店、35店舗退店した結果、1,195店舗(国内932店舗、海外263店舗、F C 72店舗含む)となりました。

(レストラン)

「レストラン」の当中間連結会計期間の売上高は、841億99百万円(前年同期比10.1%増)、営業利益は、67億21百万円(同22.3%増)となりました。

ファミリーレストランの「ココス」は、季節感を重視したフェアメニューの積極的な導入による商品の強化、専門店にも負けない本格的な味の追求、お客様が満足してお食事をしていただけるようサービス水準を高め、業績の向上に努めしております。そのほかに、パスタ専門店の「ジョリーパスタ」、ハンバーグ&ステーキレストランの「ビッグボーイ」、厳選された牛肉を提供する焼肉チェーン店の「熟成焼肉いちはん」、本格イタリアンレストランの「オリーブの丘」、和食レストランの「華屋与兵衛」などが当報告セグメントに含まれております。

なお、当報告セグメントの当中間連結会計期間末の店舗数につきましては、2店舗出店、2店舗退店した結果、1,186店舗(国内1,185店舗、海外1店舗、F C 77店舗含む)となりました。

(小売)

「小売」の当中間連結会計期間の売上高は、388億3百万円(前年同期比0.8%増)、営業損失は、9億18百万円(前年同期は営業損失7億87百万円)となりました。

北関東中心に展開しているスーパーマーケット「マルヤ」、「ジョイフルズ」などのほか、青果販売等を行っている「ユナイテッドベジーズ」などが当報告セグメントに含まれております。

なお、当報告セグメントの当中間連結会計期間末の店舗数につきましては、1店舗退店した結果、125店舗となりました。

(本社・サポート)

「本社・サポート」の当中間連結会計期間の売上高は、47億52百万円(前年同期比97.1%増)、営業利益は、12億88百万円(前年同期は営業利益95百万円)となりました。

食品の製造・加工を担う(株)GFF、物流機能を担う(株)グローバルフレッシュサプライ、備品・ユニフォーム等を調達する(株)グローバルテーブルサプライなどが当報告セグメントに含まれております。

(その他)

「その他」の当中間連結会計期間の売上高は、183億40百万円(前年同期比4.0%減)、営業損失は、3億54百万円(前年同期は営業損失13億84百万円)となりました。

家庭用冷凍食品等を企画・開発・販売する(株)トロナジャパン、醤油やドレッシングなどの製造・販売を担う(株)サンビシ、介護事業を運営する(株)輝、玄米・精米を販売する(株)ゼンショーライスなどが含まれております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における資産は8,570億6百万円となり、前連結会計年度末から438億97百万円増加いたしました。これは主に、有形固定資産の増加等によるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債は5,974億6百万円となり、前連結会計年度末から246億69百万円増加いたしました。これは主に、有利子負債の増加等によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は2,595億99百万円となり、前連結会計年度末から192億27百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前中間純利益及び減価償却費等の計上により、498億96百万円の資金の増加(前年同期は409億77百万円の資金の増加)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、新規出店と改装に伴う有形固定資産の取得等により、472億44百万円の資金の減少(前年同期は303億18百万円の資金の減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、社債の新規発行等により、2億31百万円の資金の増加(前年同期は166億28百万円の資金の減少)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末から27億1百万円増の823億96百万円となりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	432,000,000
A種優先株式	1,000
第1回社債型種類株式	10,000,000
第2回社債型種類株式	10,000,000
第3回社債型種類株式	10,000,000
第4回社債型種類株式	10,000,000
第5回社債型種類株式	10,000,000
第6回社債型種類株式	10,000,000
第7回社債型種類株式	10,000,000
第8回社債型種類株式	10,000,000
第9回社債型種類株式	10,000,000
第10回社債型種類株式	10,000,000
計	432,001,000

(注) 各種類の株式の「発行可能株式総数」の欄には定款に規定されている各種類の株式の発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には定款に規定されている発行可能株式総数を記載しています。

###### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	160,733,225	160,733,225	東京証券取引所 (プライム市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
A種優先株式	300	300	-	(注2)
第1回 社債型種類株式	-	10,000,000	東京証券取引所 (プライム市場)	(注1) (注3)
計	160,733,525	170,733,525	-	-

(注1) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしています。

(注2) A種優先株式(単元株式数1株)の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数については、普通株式及び社債型種類株式とA種優先株式の発行価額の差異等を勘案して1株としております。

###### (1) 優先配当金

###### 優先配当金

事業年度末の剩余金配当基準日の最終株主名簿に記載されたA種優先株式を有するA種優先株主またはA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主等)に対し、同日の最終株主名簿に記載された普通株式を有する普通株主または普通株式の登録株式質権者(普通株主等)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に取締役会決議において定めた配当年率(ただし、8%を上限とする。)を乗じて算出した金額について、基準日の属する事業年度の初日(または払込期日)から基準日までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出されるA種優先配当金を支払う。

ただし、当該剩余金配当基準日の属する事業年度において、A種期中優先配当金を支払ったときは、そ

の合計額を控除した額を支払うものとする。

#### 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払った1株当たりの剰余金の額の合計額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（未払A種優先配当金）は、当該不足事業年度の翌事業年度の初日以降、取締役会決議において定めた配当年率（ただし、8%を上限とする。）の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。また、累積した未払A種優先配当金については、A種優先株主等に対する剰余金配当並びに普通株主等に対する剰余金配当に先立ち、A種優先株式1株につき累積未払A種優先配当金の額に達するまで、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払A種優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る未払A種優先配当金から先に配当する。

#### 非参加条項

A種優先株主等に対して、A種優先配当金および累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

#### 優先中間配当金

事業年度末日以外の日を基準日とする剰余金の期中配当をするときは、期中配当基準日の最終株主名簿に記載されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に取締役会決議において定めた配当年率（ただし、8%を上限とする。）を乗じて算出した額について、期中配当基準日の属する事業年度の初日から期中配当基準日までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出されるA種期中優先配当金を支払う。

ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間にA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

#### 取締役会決議において定めた配当年率

a) 払込期日から払込期日の5年後の応当日（ステップアップ基準日）の前日まで

年率5.4%

b) ステップアップ基準日以降

年率6.4%

### (2) 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

A種優先株主は、いつでも、当社に対して分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（償還請求）ができる。当社は、償還請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

#### （基本償還価額）

払込期日からステップアップ基準日の前日までに償還請求日が到来する場合には基本償還価額Aを、ステップアップ基準日以降に償還請求日が到来する場合は基本償還価額Bをもって、基本償還価額とする。

##### 基本償還価額A

$$= A種優先株式1株当たり払込金額 \times (1 + 0.054)^{m+n/365}$$

##### 基本償還価額B

$$= A種優先株式1株当たり払込金額 \times (1 + 0.054)^5 \times (1 + 0.064)^{o+p/365}$$

払込期日から償還請求日までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。ステップアップ基準日から償還請求日までの期間に属する日の日数を「o年とp日」とする。

#### （控除価額）

払込期日からステップアップ基準日の前日までに償還請求日が到来する場合には控除価額Aを、ステップアップ基準日以降に償還請求日が到来する場合は控除価額Bをもって、控除価額とする。

##### 控除価額A

$$= 債還請求前支払済優先配当金 \times (1 + 0.054)^{v+w/365}$$

##### 控除価額B

$$= 債還請求前支払済優先配当金 \times (1 + 0.054)^{v+w/365} \times (1 + 0.064)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日から償還請求日までの期間に属する日の日数を「v年とw日」とする。ただし、控除価額Bの計算においては、償還請求前支払済優先配当金の支払日からステップアップ基準日の前日までの期間に属する日の日数を「v年とw日」とする。償還請求前支払済優先

配当金の支払日（ただし、当該支払日がステップアップ基準日の前日以前の日である場合には、ステップアップ基準日）から償還請求日までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換に取得すること（強制償還）ができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」と読み替える。）とする。なお、強制償還前支払先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（注）A種優先株式の取得条項に基づく取得（コール）は2028年9月29日以降に可能となり、当社としてはハイブリッド調達の市場慣行として、A種優先株主を含む多くの投資家が当社による取得（コール）が可能となるタイミングにおいて速やかにA種優先株式の取得（コール）が行われることを期待していることを認識しております。

(4) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、(2)に定める基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」と読み替える。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(5) 議決権

A種優先株主は、資金調達及び株式の希薄化を防ぐことを目的としているものであること並びにA種優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先することを勘案して、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 優先株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(注3) 第1回社債型種類株式（単元株式数100株）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（第1回社債型種類株主等）に対し、普通株式を有する株主及び普通株式の登録株式質権者（普通株主等）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に定める配当年率（10%を上限）を乗じて算出した第1回社債型種類株式優先配当金を支払う（2026年3月31日を基準日として剰余金の期末配当を行うときは、払込期日から2026年3月31日までの期間の日数につき、1年を365日として日割計算を行う）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の合計額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（不足事業年度）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（第1回社債型種類株式累積未払配当金）。この場合の単利計算は、不足事業年度ごとに、当該不足事業年度の翌事業年度の初日から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日、または「(3) 残余財産の分配」に定める残余財産の分配日までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する配当年率（「配当年率」参照）で1年を365日（当該不足事業年度がうるう年の場合は366日）として行う日割計算により算出した金額を加算して行う。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、「優先配当金」又は「優先期中配当金」に定める剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式

累積未払配当金の額の合計額を超えて剩余金の配当を行わない。

#### 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を期中配当基準日として剩余金の期中配当をするときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1を限度として取締役会の決議により定める第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

#### 配当年率

a) 2031年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合

年率 4.000%

b) 2031年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度末日の2「営業日」前の年率基準日における1年国債金利に3.905%を加えた率

当社はその本店において、2031年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内（当該事業年度の開始日を含む）に、上記b)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般的閲覧に供する。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして「年率決定日」の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される1年国債金利をいう（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」又は当該「国債金利情報」ページからリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう）。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー（財務省が指定する国債市場特別参加者又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から当社が選定する最大5者）に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった「参照1年国債」の売買金利の半額（提示レート）の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利（ただし、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利）を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

#### (2) 金銭を対価とする取得条項

##### 金銭対価の取得条項

当社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任された取締役の決定により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。ただし、当社は、(i)取得日又は「振替取得日」のいずれかと「決済日」が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii)4月1日から6月30日までのいずれかの日を取得日又は振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剩余金の期末配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。

なお、本項において基準価額を算出する場合は、下記(3)に定める「分配日」を「振替取得日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役会の決議によって委任された取締役が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

(a) 払込期日から5年を経過した日が到来した場合（2030年10月1日以降）

(b) 「資本性変更事由」が生じ、かつ継続している場合

「振替取得日」とは、本項に規定する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

「決済日」とは、本項に規定する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日（営業日に限る）をいう。

「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株）日本格付研究所又はその格付業務を承継した者）より、信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に對してなされたことをいう。

#### 借換制限

当社は、当社が本項に規定する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（本項に規定する金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、「借換必要金額」につき、「借換証券」を発行若しくは処分又は借入れ（発行等）することにより資金を調達していない限り当該金銭対価取得を行わない（ただし、払込期日から5年を経過した日（2030年10月1日）以降において、以下の（a）及び（b）の要件をいずれも充足する場合を除く）。

（a）金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている最新の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末の連結貸借対照表（決算短信によるものを含む）に基づいて計算される「調整後連結デット・エクイティ・レシオ」が1.63倍を下回ること

（b）金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている最新の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末の連結貸借対照表（決算短信によるものを含む）に基づいて計算される「調整後連結株主資本」が2,107億円以上であること。ただし、「第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）」について、当社が、本項に規定する金銭対価の取得に先立ち、当該社債の償還及び買入消却に関する制限に記載される要件を満たすことを理由として、当該社債と同等以上の資本性が認定される商品による調達を行わずに当該社債を期限前償還する場合は、調整後連結株主資本が2,107億円に当該社債の「評価資本相当額」を加算した額以上であること

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本性（%表示）で除して算出される金額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「評価資本相当額」とは、種類株式及び劣後債務のそれぞれにつき、その総額に信用格付業者から承認された資本性（%表示）を乗じた金額をいう。

「借換証券」とは、以下のa.乃至c.の証券又は債務をいう。ただし、（）以下のa.乃至c.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、（）以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、（）以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

- a. 普通株式
- b. 上記a.以外のその他の種類の株式
- c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「調整後連結デット・エクイティ・レシオ」とは、「調整後有利子負債」を調整後連結株主資本に金銭対価取得後に残存する劣後債務の評価資本相当額の合計を加算した値で除した値をいう。

「調整後有利子負債」とは、連結貸借対照表に記載された有利子負債（リース債務は含まない）から金銭対価取得後に残存する劣後債務の評価資本相当額の合計を控除し、金銭対価取得後に残存するA種優先株式の総額から当該A種優先株式の評価資本相当額を控除した金額を加算した値をいう。

「調整後連結株主資本」とは、連結貸借対照表に記載された連結株主資本から第1回社債型種類株式及び金銭対価取得後に残存するA種優先株式の総額を控除した値をいう。

「第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）」とは、2025年9月5日付でその募集に関して発行登録追補書類を提出した当社の第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）をいう。

#### 取得の方法

当社は、本項に規定する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1か月前の日（当該日が営業日でない場合はその直前営業日）までに、第1回社債型種類株主等に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。

#### （3）残余財産の分配

### 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産分配日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び「経過配当金相当額」の合計額を加えた基準価額の金額を支払う。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（第44期事業年度は払込期日）から分配日までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の場合は366、ただし、第44期事業年度は払込期日から期末日までの期間の日数）で除して得られる額をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会決議日の前日までの日である場合は、9月30日時点で公表済みの当該配当金予想額）を控除した額とする。

### 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

#### (4) 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第10回社債型種類株式に係る社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産並びにA種優先株式に係るA種優先配当金、A種期中優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

当社の第1回社債型種類株式乃至第10回社債型種類株式に係る社債型種類株式累積未払配当金及びA種優先株式に係る累積未払A種優先配当金の支払順位は、同順位とする。

#### (5) 議決権

第1回社債型種類株主は、資金調達及び株式の希薄化を防ぐことを目的としているものであること並びに社債型種類株式が剩余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先することを勘案して、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第324条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

- (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く）
- (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

#### (7) 優先株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割は行わない。

第1回社債型種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

当社は、当社の単独による株式移転をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式（株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。ただし、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剩余金の期末配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（ただし、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株

式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額とする。

(8) 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

(9) 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第1回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	普通株式 160,733,225 A種優先株式 300	-	47,497	-	47,419

(注) 2025年10月1日を払込期日とする第1回社債型種類株式の発行により、発行済株式総数が10,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ24,250百万円増加しております。また、同日付で、これと同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、「その他資本剰余金」に振り替えております。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)日本クリエイト	神奈川県横浜市戸塚区平戸町1087番1号	60,299	38.42
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	14,697	9.36
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,524	3.52
ゼンショーグループ社員持株会	東京都港区港南二丁目18番1号	2,725	1.74
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,949	1.24
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	1,335	0.85
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,330	0.85
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	1,157	0.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,062	0.68
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券(株))	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋一丁目4番1号)	967	0.62
計	-	91,050	58.01

- (注) 1. (株)日本クリエイトは、当社の代表取締役会長小川賢太郎及び二親等以内の血族が議決権の100%を所有している会社であります。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)及び(株)日本カストディ銀行の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。
3. 上記のほか当社所有の自己株式3,778千株があります。自己株式3,778千株には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式291千株を含めておりません。

所有議決権数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する 所有議決権数 の割合(%)
(株)日本クリエイト	神奈川県横浜市戸塚区平戸町1087番1号	602,995	38.57
日本マスター・トラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	146,979	9.40
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	55,249	3.53
ゼンショーグループ社員持株会	東京都港区港南二丁目18番1号	27,257	1.74
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	19,490	1.25
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	13,353	0.85
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	13,309	0.85
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	11,572	0.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	10,626	0.68
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券(株))	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋一丁目4番1号)	9,670	0.62
計	-	910,500	58.25

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 300	-	「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,778,600	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 156,318,100	1,563,181	同上
単元未満株式	普通株式 636,525	-	同上
発行済株式総数	160,733,525	-	-
総株主の議決権	-	1,563,181	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数30個)含まれております。  
 2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託( BBT )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式291,400株(議決権の数2,914個)を含めております。なお、当該議決権2,914個は、議決権不行使となっております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)ゼンショーホールディングス	東京都港区港南二丁目 18番1号	3,778,600	-	3,778,600	2.35
計	-	3,778,600	-	3,778,600	2.35

- (注) 上記の自己株式等には、「株式給付信託( BBT )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式291,400株を含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	79,695	92,379
売掛金	53,323	57,755
有価証券	12,040	16,182
商品及び製品	4,848	4,429
仕掛品	3,244	3,527
原材料及び貯蔵品	63,960	70,532
その他	35,303	30,954
貸倒引当金	409	409
流動資産合計	252,006	275,351
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	279,784	295,479
減価償却累計額	155,051	159,651
建物及び構築物（純額）	124,732	135,828
機械装置及び運搬具	31,299	32,223
減価償却累計額	16,066	16,215
機械装置及び運搬具（純額）	15,232	16,008
その他	256,529	279,167
減価償却累計額	122,134	134,764
その他（純額）	134,395	144,402
有形固定資産合計	274,360	296,239
無形固定資産		
商標権	198,423	198,441
のれん	11,234	10,670
その他	6,083	6,729
無形固定資産合計	215,741	215,842
投資その他の資産		
投資有価証券	1,528	1,357
差入保証金	39,618	39,963
その他	29,336	27,736
貸倒引当金	62	77
投資その他の資産合計	70,420	68,979
固定資産合計	560,522	581,060
繰延資産	580	594
資産合計	813,109	857,006

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	56,386	61,137
短期借入金	6,857	2,550
1年内返済予定の長期借入金	29,925	15,243
未払法人税等	15,447	8,832
契約負債	883	883
引当金	5,006	5,364
その他	76,606	81,940
<b>流動負債合計</b>	<b>191,114</b>	<b>175,951</b>
<b>固定負債</b>		
社債	35,000	55,000
長期借入金	227,923	244,088
引当金	525	104
退職給付に係る負債	284	356
資産除去債務	6,874	7,490
その他	111,014	114,415
<b>固定負債合計</b>	<b>381,623</b>	<b>421,455</b>
<b>負債合計</b>	<b>572,737</b>	<b>597,406</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	47,497	47,497
資本剰余金	74,112	74,113
利益剰余金	113,097	131,158
自己株式	13,723	13,730
<b>株主資本合計</b>	<b>220,983</b>	<b>239,038</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	46	65
繰延ヘッジ損益	723	242
為替換算調整勘定	19,755	20,259
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>19,078</b>	<b>20,082</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>309</b>	<b>478</b>
<b>純資産合計</b>	<b>240,371</b>	<b>259,599</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>813,109</b>	<b>857,006</b>

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	557,765	612,941
売上原価	249,672	281,189
売上総利益	308,093	331,751
販売費及び一般管理費	1 266,963	1 291,314
営業利益	41,129	40,437
営業外収益		
受取利息	1,025	1,116
受取配当金	2	10
為替差益	489	894
持分法による投資利益	9	10
その他	930	1,300
営業外収益合計	2,457	3,332
営業外費用		
支払利息	2,732	3,301
その他	1,751	1,191
営業外費用合計	4,483	4,492
経常利益	39,103	39,277
特別利益		
固定資産売却益	71	38
受取補償金	608	-
補助金収入	16	68
その他	167	24
特別利益合計	864	131
特別損失		
固定資産売却損	168	7
固定資産除却損	873	976
事業撤退損	-	2 2,709
その他	1,533	1,185
特別損失合計	2,575	4,878
税金等調整前中間純利益	37,392	34,530
法人税、住民税及び事業税	12,806	10,979
法人税等調整額	290	327
法人税等合計	12,516	11,307
中間純利益	24,876	23,222
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失( )	5	32
親会社株主に帰属する中間純利益	24,871	23,255

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	24,876	23,222
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	19
繰延ヘッジ損益	4,776	481
為替換算調整勘定	10,416	795
持分法適用会社に対する持分相当額	22	2
その他の包括利益合計	15,212	1,294
中間包括利益	9,663	24,517
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	9,664	24,539
非支配株主に係る中間包括利益	0	22

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	37,392	34,530
減価償却費	22,303	24,975
のれん償却額	760	603
賞与引当金の増減額(は減少)	955	347
株式給付引当金の増減額(は減少)	61	421
受取利息及び受取配当金	1,028	1,127
支払利息	2,732	3,301
売上債権の増減額(は増加)	2,081	3,911
棚卸資産の増減額(は増加)	11,267	6,183
仕入債務の増減額(は減少)	5,865	4,373
未払消費税等の増減額(は減少)	3,416	1,699
その他の流動資産の増減額(は増加)	220	665
その他の固定資産の増減額(は増加)	1,028	1,160
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,334	6,438
その他の固定負債の増減額(は減少)	418	1,010
その他	1,598	1,679
小計	56,599	69,143
利息及び配当金の受取額	554	640
利息の支払額	2,688	3,420
法人税等の支払額	13,488	16,466
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>40,977</b>	<b>49,896</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	16,000	24,000
有価証券の売却による収入	16,000	24,000
有形固定資産の取得による支出	27,509	35,101
有形固定資産の売却による収入	219	89
無形固定資産の取得による支出	1,173	1,058
長期前払費用の取得による支出	368	184
投資有価証券の取得による支出	343	96
定期預金の増減額(は増加)	-	9,795
差入保証金の差入による支出	1,327	1,214
差入保証金の回収による収入	528	510
長期前払家賃の支出	268	219
その他	75	174
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>30,318</b>	<b>47,244</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(　は減少)	3,137	4,530
長期借入れによる収入	38,253	23,373
長期借入金の返済による支出	37,598	21,947
社債の発行による収入	-	19,835
リース債務の返済による支出	9,617	10,361
自己株式の取得による支出	3	7
配当金の支払額	4,720	6,280
その他	195	149
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>16,628</b>	<b>231</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>2,450</b>	<b>282</b>
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	8,421	2,601
現金及び現金同等物の期首残高	82,171	79,695
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	589	99
<b>現金及び現金同等物の中間期末残高</b>	<b>74,340</b>	<b>82,396</b>

【注記事項】

(追加情報)

(株式給付信託( B B T ))

当社は、2022年6月24日開催の第40回定時株主総会決議において、社外取締役を除く取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託( B B T ( = Board Benefit Trust ))」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じ給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末1,052百万円、291千株、当中間連結会計期間末1,052百万円、291千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給与手当	32,319百万円	33,463百万円
雑給	81,962	90,465
賞与引当金繰入額	4,573	4,777
退職給付費用	487	533
株式給付引当金繰入額	69	262
地代家賃	31,043	31,714

2 事業撤退損

当中間連結会計期間において、連結子会社Pocino Foods Company（外販製造卸売事業）について、市場環境の変化及び、ゼンショーグループの経営資源の集中と選択により同社の解散・清算を意思決定いたしました。それにより発生する損失見込額及び発生した損失額を、事業撤退損として特別損失に計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	74,340百万円	92,379百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	9,983
現金及び現金同等物	74,340	82,396

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月14日 取締役会	A種優先株式	812	2,707,397.26	2024年3月31日	2024年5月15日	利益剰余金
2024年5月14日 取締役会	普通株式	3,923	25.0	2024年3月31日	2024年6月7日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額には、「株式給付信託( BBT )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式に対する配当金7百万円を含めてあります。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月12日 取締役会	A種優先株式	812	2,707,397.26	2024年9月30日	2024年11月13日	利益剰余金
2024年11月12日 取締役会	普通株式	5,493	35.0	2024年9月30日	2024年12月3日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額には、「株式給付信託( BBT )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式に対する配当金10百万円を含めてあります。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年5月13日 取締役会	A種優先株式	807	2,692,602.74	2025年3月31日	2025年5月14日	利益剰余金
2025年5月13日 取締役会	普通株式	5,493	35.0	2025年3月31日	2025年6月9日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額には、「株式給付信託( BBT )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式に対する配当金10百万円を含めてあります。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月11日 取締役会	A種優先株式	812	2,707,397.26	2025年9月30日	2025年11月12日	利益剰余金
2025年11月11日 取締役会	普通株式	5,493	35.0	2025年9月30日	2025年12月2日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額には、「株式給付信託( BBT )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式に対する配当金10百万円を含めてあります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							
	グローバル すき家	グローバル はま寿司	グローバル 中食	グローバル ファスト フード	レストラン	小売	本社・ サポート	計
売上高								
外部顧客への 売上高	145,945	117,119	106,974	51,228	76,487	38,492	2,411	538,658
セグメント間 の内部売上高 又は振替高 (注)4	148	0	-	6	68	397	196,810	197,431
計	146,093	117,119	106,974	51,234	76,555	38,889	199,221	736,089
セグメント利益 又は損失( )	13,422	9,719	13,010	1,536	5,494	787	95	42,491

(単位:百万円)

	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高				
外部顧客への 売上高	19,107	557,765	-	557,765
セグメント間 の内部売上高 又は振替高 (注)4	6,860	204,291	204,291	-
計	25,967	762,056	204,291	557,765
セグメント利益 又は損失( )	1,384	41,106	22	41,129

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外販製造卸売事業、介護事業及び畜産水産事業等を含んであります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額22百万円は、主にセグメント間取引消去及び棚卸資産の調整額であります。

3. セグメント利益又は損失( )の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							
	グローバル すき家	グローバル はま寿司	グローバル 中食	グローバル ファスト フード	レストラン	小売	本社・ サポート	計
売上高								
外部顧客への 売上高	149,099	149,637	111,872	56,237	84,199	38,803	4,752	594,601
セグメント間 の内部売上高 又は振替高 (注)4	174	105	-	6	154	380	228,465	229,287
計	149,273	149,742	111,872	56,243	84,353	39,183	233,218	823,889
セグメント利益 又は損失( )	3,771	11,917	15,384	2,288	6,721	918	1,288	40,453

(単位:百万円)

	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 損益 計算書 計上額 (注)3
売上高				
外部顧客への 売上高	18,340	612,941	-	612,941
セグメント間 の内部売上高 又は振替高 (注)4	8,378	237,666	237,666	-
計	26,718	850,608	237,666	612,941
セグメント利益 又は損失( )	354	40,098	338	40,437

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外販製造卸売事業、介護事業及び畜産水産事業等を含んであります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額338百万円は、主にセグメント間取引消去及び棚卸資産の調整額であります。

3. セグメント利益又は損失( )の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

### 3. 報告セグメントの変更等に関する事項

事業における重要性を踏まえ、業績管理区分をより経営実態に適した形に見直したことに伴い、当中間連結会計期間より、従来の「グローバルファストフード」セグメントに含まれていた海外テイクアウト寿司事業を「グローバル中食」セグメントとして分離して開示することにしました。それにより報告セグメントは「グローバルすき家」「グローバルはま寿司」「グローバル中食」「グローバルファストフード」「レストラン」「小売」「本社・サポート」の7区分に変更しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	グローバル すき家	グローバル はま寿司	グローバル 中食	グローバル ファスト フード	レストラン
一時点で移転される財及び サービス	145,945	117,119	58,384	51,033	76,383
一定の期間にわたり移転さ れる財及びサービス	-	0	48,589	195	103
顧客との契約から生じる収益	145,945	117,119	106,974	51,228	76,487
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	145,945	117,119	106,974	51,228	76,487

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	小売	本社・ サポート	計		
一時点で移転される財及び サービス	37,998	1,866	488,731	18,384	507,116
一定の期間にわたり移転さ れる財及びサービス	493	545	49,926	722	50,648
顧客との契約から生じる収益	38,492	2,411	538,658	19,107	557,765
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	38,492	2,411	538,658	19,107	557,765

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				
	グローバル すき家	グローバル はま寿司	グローバル 中食	グローバル ファスト フード	レストラン
一時点で移転される財及び サービス	149,099	149,636	68,988	56,068	84,091
一定の期間にわたり移転さ れる財及びサービス	-	0	42,883	168	108
顧客との契約から生じる収益	149,099	149,637	111,872	56,237	84,199
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	149,099	149,637	111,872	56,237	84,199

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	小売	本社・ サポート	計		
一時点で移転される財及び サービス	38,323	4,086	550,294	17,529	567,824
一定の期間にわたり移転さ れる財及びサービス	479	666	44,307	810	45,117
顧客との契約から生じる収益	38,803	4,752	594,601	18,340	612,941
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	38,803	4,752	594,601	18,340	612,941

(注) 当中間連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「(セ  
グメント情報等) 当中間連結会計期間 3. 報告セグメントの変更等に関する事項」  
に記載のとおりであります。なお、前中間連結会計期間の顧客との契約から生じる収益  
を分解した情報は、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	153円57銭	143円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	24,871	23,255
普通株主に帰属しない金額(百万円)	812	812
(うち優先配当額(百万円))	812	812
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (百万円)	24,058	22,443
普通株式の期中平均株式数(千株)	156,664	156,663

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上、「株式給付信託( B B T )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託 E 口)が所有する当社普通株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、その期中平均株式数は、前中間連結会計期間291千株、当中間連結会計期間291千株であります。

(重要な後発事象)

(第1回社債型種類株式の発行)

当社は、2025年8月18日付の取締役会において、第1回社債型種類株式を発行することを決定し、払込期日(2025年10月1日)にて実行しました。

本社債型種類株式発行の概要

1.	募集株式の種類及び数	当社第1回社債型種類株式 10,000千株
2.	発行価格(募集価格)	1株につき5,000円
3.	払込金額	1株につき4,850円
4.	資本組入額の総額	48,500百万円 なお、当社は本取締役会において、第1回社債型種類株式の払込日を効力発生日として、その払込に伴う資本金及び資本準備金増加分の全部につき資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。
5.	募集方法	国内における一般募集とし、野村證券(株)に全株式を買取引受けさせる。
6.	払込期日	2025年10月1日
7.	優先配当金	(1)2031年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合 年4.000%  (2)2031年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合 各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利に3.905%を加えた率  剰余金の配当が優先配当金の額に達しない場合は翌事業年度以降に累積するが、優先配当金の額及び未払の累積した配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
8.	資金の使途	店舗・工場及び事業基盤強化に係る設備投資資金

## 2 【その他】

### (期末配当)

2025年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

#### (1) A種優先株式

(イ)配当金の総額.....807百万円  
(ロ)1株当たりの金額.....2,692,602円74銭  
(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2025年5月14日

(注) 2025年3月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行っております。

#### (2) 普通株式

(イ)配当金の総額.....5,493百万円  
(ロ)1株当たりの金額.....35円00銭  
(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2025年6月9日  
(注) 1. 2025年3月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行っております。  
2. 普通株式の配当金の総額には、「株式給付信託( B B T )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式に対する配当金10百万円を含めております。

### (中間配当)

2025年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に關し、次のとおり決議いたしました。

#### (1) A種優先株式

(イ)配当金の総額.....812百万円  
(ロ)1株当たりの金額.....2,707,397円26銭  
(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2025年11月12日

(注) 2025年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行います。

#### (2) 普通株式

(イ)配当金の総額.....5,493百万円  
(ロ)1株当たりの金額.....35円00銭  
(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2025年12月2日  
(注) 1. 2025年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行います。  
2. 普通株式の配当金の総額には、「株式給付信託( B B T )」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社普通株式に対する配当金10百万円を含めております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月11日

株式会社ゼンショーホールディングス  
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 谷 口 寿 洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清 水 健 太 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 本 大 輔

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼンショーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼンショーホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
  - ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
  - ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。